



米国貿易・関税規制の最新情報

規制の最新情報

- 2025年4月30日より、米国税関・国境警備局（CBP）は、対象品目に対して最大2,500米ドルまでの略式輸入（Informal Entry）を利用できるよう、システムを更新する。
- 2025年4月11日、米国は、半導体、携帯電話、その他の電子機器に関連するHTSUS (Harmonized Tariff Schedule of the United States) の特定の「項（Heading）（HSコード上4桁）」および「号（Subheading）（HSコード上6桁）」について、IEEPA（国際緊急経済権限法）に基づく相互関税の除外を発表した。
 - これらの除外措置は2025年4月5日まで遡って適用され、2025年4月2日以降に発表された以前の通達で示された関税は免除される。
 - なお、これらの項・号については、2025年2月に発表されたIEEPAフェンタニル関税の対象には引き続き該当する。
 - 影響を受けるHTSUS項・号の詳細なリストについては、[CSMS 64724565](#)参照。
 - 通常の232条調査には複雑な手続きを伴い、上記の条件は変更される可能性がある。

中国/香港特别行政区/マカオ特别行政区以外の原産地に対する IEEPA 相互関税の変更（4月9日）

- 2025年4月9日、米国政府は附属書1で特定された国に対するすべての国別相互関税率について90日間の一時停止を発表した（当初は2025年4月2日に発表）。
- 一方で、中国、香港特别行政区、マカオ特别行政区の相互税率は引き上げられる。
- 一時停止は2025年4月10日午前0時1分（米国東部標準時）から開始される。
- 2025年4月5日に発効した10%の相互関税は、中国、香港特别行政区、マカオ特别行政区、カナダ、メキシコを除くすべての国に対して引き続き適用される。

貨物価額や必要書類・情報、関連費用に基づく各エントリータイプ（通関手続）に関しては、下表をご覧ください。

貨物価額	エントリータイプ（通関手続）
800米ドル未満	デミニミス（非課税基準額）適用となり免税
800米ドル以上、2,500米ドル以下	略式輸入（Informal Entry）が可能
2,500米ドル超	一般通関（Formal Entry）として正式な輸入通関申告が必要

一般通関（Formal Entry）・略式輸入（Informal Entry）の必要書類・情報と関連費用	
必要書類・情報	- すべてのエントリータイプ（デミニミス含む）： - 製品の詳細、商品の説明、原産国、および10桁のHTSUS（Harmonised Tariff Schedule of the United States）を記載した完全かつ正確なコマーシャルインボイスの提出が必要 こちらで各品目のHSコード（統計品目番号）を確認可能 - 一般通関（Formal Entry） - 輸入者番号（米国納税者番号）：法人の場合は雇用者番号（Employer Identification Number; EIN）、個人の場合は社会保障番号（Social Security Number; SSN）が必要 - 上記書類・情報提出の際は、UPSペーパーレスインボイスのご利用をお勧めします。
関連費用	- 一般通関（Formal Entry）・略式輸入（Informal Entry）： - 米国税関により課される関税および諸税 - 一般通関（Formal Entry）では、米国税関により課される商業貨物税関使用料（MPF） - UPSの通関手数料は、貨物の請求条件に応じて荷送人または荷受人に請求

お問い合わせは、UPSの営業担当者または
UPSお客様サービスセンター（0120-27-1040）にご連絡ください。

注：この文書の最終更新日は 2025年4月29日です。